

## 参加差押解除請求書

### 記載要領

- 1 「参加差押解除請求書」は、国税徴収法第 88 条第 1 項の規定により、強制換価手続により配当を受けることができる債権者が参加差押えの解除を請求する場合に使用してください。
- 2 「滞納者が所有する他の財産」欄の「価額」欄には、当該財産の見込時価及びその算出根拠を記載してください。